

# 「復興特別所得税」についてのお知らせ

平成23年12月2日に施行された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（復興財源確保法）」により、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間にわたり、所得税額に対して2.1%の「復興特別所得税」が課税されることになりました。

このため、平成25年1月1日以降に支払われる預金利息や公共債の利子等の他、信用金庫の出資配当金に対しても、「復興特別所得税」が追加課税されます。

## ◆「復興特別所得税」を付加した税率（平成25年1月1日以降）

	平成24年12月31日まで	平成25年1月1日 ～平成49年12月31日
預金利息 公共債の利子 公共債投資信託 の解約金・分配金	20 % 国税(所得税)15%+地方税5%	20.315 % 国税(所得税)15.315%+地方税5% * 復興特別所得税分 15%×2.1%=0.315%
信用金庫の 普通出資配当金	20 % 国税(所得税)20%	20.42 % 国税(所得税)20.42% * 復興特別所得税分 20%×2.1%=0.42%

※ 利子等の計算期間等にかかわらず、平成25年1月1日以降に支払われる利子等に対し、上記利率が適用されます。また、各種資料等で所得税が従来税率により表示されている場合も、平成25年1月1日以降は上記税率となります。

（期日を境にした日割り計算はいたしません）

※ 今後、税制が改正された場合は、内容が変更になることがあります。

※ 記載されている税制の説明は、一般的な内容です。課税の詳細については、お住まいの管轄税務署にご確認ください。

**にいかお信用金庫**